朋 友 会 会 則

(名　　称)
第 1 条　本会は，神奈川県立横須賀高等学校朋友会と称し，事務所を神奈川県立横須賀高等学校(以下母校という)内におく。
(目　　的)
第 2 条　本会は，会員相互の親睦を図り，併せて母校と社会とに貢献することを目的とする。
(会　　員)
第 3 条　本会は，次の会員で組織する。
⑴通常会員　神奈川県立第四中学校，同横須賀中学校，同横須賀高等学校の卒業生及びこの各校に在学したことのある者
⑵特別会員　母校教職員及び旧教職員
⑶名誉会員　特に本会に対し功労のあった者
(事　　業)
第 4 条　本会の目的を達成するため,次の事業を行う。
⑴会報，会員名簿の発行
⑵文化的な催し
⑶母校に対する後援活動
⑷その他必要な事業
(役員及び幹事)
第 5 条　本会に，次の役員及び幹事を置く。
⑴役員　　会長　　1 名
〃　　副会長　　若干名
〃　　会計　　2 名
〃　　監事　　2 名
⑵幹事　　常任幹事　若干名
〃　　各期幹事　若干名
2　会長及び監事は，総会で通常会員の中から選出する。
3　副会長，常任幹事及び会計は，通常会員の中から会長が指名する。
4　各期幹事は，各期から選出する。
(役員，幹事の任期)
第 6 条　役員の任期は，2 年とする。ただし，再選または再任を妨げない。
2　常任幹事の任期は，2 年とする。ただし，会長の指名があった場合は，引き続きその業務を担当するものとする。
3　各期幹事の任期は特に定めず，各期に―任する。
(役員及び幹事の職務)
第 7 条　会長は，本会を代表し，会の業務を統括する。
2　副会長は，会長を補佐し，会長が定めた分掌によりその職務を行う。会長事故あるときは，会長が定めた順序により，その職務を行う。
3　会計は，金銭の出納及び管理を行う。
4　監事は，本会の業務及び会計並びに財産を監査する。
5　常任幹事は，役員会で決定された業務を処理し，本会の運営にあたる。
6　各期幹事は，その期の会の業務を処理し，かつ本会の業務の運営にあたる。
(名誉会長)
第 8 条　現母校校長を名誉会長とする。
(顧　　問)
第 9 条　本会に顧問を置くことができる。
2　顧問は，本会に特に功労のあった会員を会長が推薦し，総会の承認を得るものとする。
3　顧問は，総会において承認された時点から維持会費の納入を免除されるものとする。
(会　　議)
第 10 条　本会の会議は，総会，役員会，常任幹事会及び幹事会とする
2　議事は,この会則に特別の定めあるものの外，出席会員の過半数をもって決める。
(総　　会)
第 11 条　定時総会は，毎年 6 月に開催し，次の事項を審議する。
⑴前年度の事業及び会計決算報告
⑵当年度の事業計画及び予算案
⑶会長及び監事の選出
⑷その他必要な事項
2　臨時総会は，必要に応じて会長が招集する。
(役員会)
第 12 条　役員会は，必要に応じて会長が招集する。
(常任幹事会及び幹事会)
第 13 条　常任幹事会は，役員及び常任幹事をもって構成する。
2　幹事会は，役員及び幹事をもって構成する。
3　常任幹事会及び幹事会は，必要に応じて会長が招集し，次の事項を審議する。
⑴総会に提出する議案
⑵総会から委任を受けた事項
⑶その他必要な事項
(委員会)
第 14 条　本会に各種の委員会を設け，本会の目的に沿って活動する。
2　各委員会の委員は会長が委嘱する。
(会　　計)
第 15 条　本会は，入会金，維持会費，寄付金及び雑収入をもって運営する。
2　通常会員の入会金は 3,000 円とし,入会時に全額を納入する。
3　通常会員の維持会費は，年額 1,500 円とし隔年毎に 2 年分 3,000 円を納入するものとする。
(会計年度)
第 16 条　本会の会計年度は，4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
(表　　彰)
第 17 条　本会及び母校に特に功労のあった会員に対しては，総会もしくは幹事会の議決を経て表彰することができる。
(会則の改廃)
第 18 条　この会則の改廃については，総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とするものとする。
この会則は，平成 6 年 6 月 26 日から施行する。